

・自動車排出ガス

自動車排出ガスには二酸化窒素（NO₂）、一酸化炭素（CO）等の大気汚染物質が含まれています。札幌市では、自動車排出ガスの排出量を削減するため、電気自動車等の次世代自動車の普及促進、エコドライブの推進、公共交通機関の利用促進及び利便性向上等を進めています（詳細はP36「エ 自動車環境対策」参照）。

○騒音、振動、悪臭

・工場等からの騒音、振動

空気圧縮機、送風機等の騒音や振動が発生する施設については、騒音規制法、振動規制法、北海道公害防止条例及び札幌市生活環境の確保に関する条例に基づき、規制を行っています。

規制対象施設を設置する事業者は、施設の設置等について札幌市へ届出し、騒音及び振動の規制基準を遵守する必要があります（施設数については表2-1-17のとおり）。札幌市では、提出された届出書の内容を審査し、必要に応じて立入検査を実施しています。

表2-1-17 騒音発生施設、振動発生施設数（令和2年度）

種 類	具体例	施設数
騒音発生施設	空気圧縮機、丸のこ盤等	12,350
振動発生施設	圧縮機、機械プレス等	2,281

・建設作業に伴う騒音、振動

くい打機、さく岩機等の機械を使う特定建設作業については、騒音規制法、振動規制法に基づき、規制を行っています。

規制対象作業を行う施工業者は、作業内容等について札幌市へ届出し、作業時間、作業日、音量等の基準を遵守する必要があります（届出数については表2-1-18のとおり）。札幌市では、提出された届出書の内容を審査し、必要に応じて立入検査を実施しています。そのほか、「建設作業に係る環境配慮の基本方針」を策定し、騒音や振動の発生が少ない工法の採用、作業時間の短縮等により近隣住民に配慮するよう求めています。

また、住居系地域において土石及び建設用資材の積み込み等を3か月以上行う場合は、札幌市生活環境の確保に関する条例に基づく音量の規制基準が適用されるため、施工業者等に対して基準を遵守するよう指導しています。

表2-1-18 特定建設作業実施届出数（令和2年度）

根拠法令	具体例	届出数
騒音規制法	くい打機、くい抜機	113
	さく岩機	898
	バックホウ、その他	89
振動規制法	くい打機、くい抜機	134
	ブレーカー、その他	326

・店舗営業等に伴う騒音

拡声放送²¹⁾については、札幌市生活環境の確保に関する条例に基づき、音量、放送時間等の基準を遵守することが義務付けられます。また、商業宣伝目的の拡声放送を行う場合は、拡声機の設置場所、放送時間等について札幌市への届出も必要になります。

また、同条例に基づき、住居系地域におけるカラオケを使用した飲食店等の深夜営業（23時～6時）については音が外に漏れないように、ガソリンスタンド、ゴルフ練習場等の屋外での深夜営業については音量の規制基準を遵守するように指導しています。

・自動車交通に伴う騒音、振動

騒音規制法に基づいた自動車騒音の常時監視結果や、市民からの要請に基づいた道路交通振動の測定結果を道路管理者に情報提供し、道路の補修等を行う際の参考としてもらうことで、自動車騒音・道路交通振動に対する環境の維持向上を図っています。

・悪臭

事業活動に伴って発生する悪臭については、悪臭防止法の規制基準が適用されます。悪臭の規制基準には、特定の物質²²⁾の濃度を利用した規制基準と、人間の嗅覚を利用した規制基準（臭気指数）があります。札幌市では、より人間の感覚に即した規制基準である臭気指数を採用しています。

さらに、北海道公害防止条例に基づき、悪臭発生のおそれのある一部の施設については、施設の設置等について札幌市への届出が必要となります（施設数については表2-1-19のとおり）。札幌市では、提出された届出書の内容を審査し、必要に応じて立入検査を実施しています。

表2-1-19 悪臭発生施設数（令和2年度）

根拠法令	具体例	施設数
北海道公害防止条例	肥料の原料置場等	20

21) 音響機器など拡声機を使用した放送のことです。
22) アンモニアやメチルメルカプタンなど、不快なにおいの原因となり生活環境を損なうおそれのある22種類の物質が特定悪臭物質として悪臭防止法で指定されています。

○有害化学物質等

・ダイオキシン類

廃棄物焼却炉、製鋼用電気炉等のダイオキシン類発生施設については、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、規制を行っています。規制対象施設を設置する事業者は、施設の設置等について札幌市へ届出し、排出基準を遵守する必要があります。

札幌市では、提出された届出書の内容を審査し、立入検査を計画的に実施しています。令和2年度に報告のあった自主測定結果は全ての施設において規制基準を満たしていました。

なお、原則として基準を満たした焼却炉以外での廃棄物の焼却は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で禁止されています。

・水銀

水銀に関する水俣条約の的確かつ円滑な実施を確保するため、大気汚染防止法が平成30年度に改正され、廃棄物焼却炉等の水銀排出施設について規制が開始されました。

規制対象施設を設置する事業者は、施設の設置等について札幌市へ届出し、排出基準を遵守する必要があります。

札幌市では、規制の開始に伴い、提出された届出書の内容を審査し、計画的な立入検査を実施しています。

課題・評価

大気汚染防止法や騒音規制法等の関係法令に基づき、ばい煙発生施設、騒音発生施設等の届出書の内容審査を行い、必要に応じて立入検査を実施するなど、発生源対策を適切に行っています。

今後の方向

引き続き、大気汚染や騒音等の発生源に対して適切な助言や指導を行い、大気汚染や騒音等の低減を推進することで、市民の生活環境の保全を図っていきます。

ウ 大気汚染、騒音等に関する相談対応

実績

大気汚染、騒音等に関して札幌市に寄せられた近年の苦情件数は表2-1-20のとおりです。

札幌市では、法令等の規制対象となる事業場については、適正な作業管理等を行うよう指導をしているほか、規制対象ではない事業場についても、周辺住民の生活環境に配慮するよう要請しています。

○大気汚染

ばい煙に係る苦情としては、事業場の焼却炉や固体燃料ボイラー、ストーブからの煙に対するものが多く、粉じんに係る苦情としては、建設現場から発生する土ぼこり等に対するものが多く寄せられています。

○騒音、振動、悪臭

騒音や振動に係る苦情は、建設作業等から発生する音や振動に対して、悪臭に係る苦情は、換気扇や煙突から排出される調理臭や煙の臭いに対して、多く寄せられています。

また、発生源への周知を行うため、飲食店等の営業者に対して、騒音や臭気の対策について記載したリーフレットの配布を行っているほか、住民間の生活騒音に係る苦情については、当事者間の問題解決を支援するため、騒音計の無料貸出や関係機関の案内等を行っています。

課題・評価

市民からの大気汚染や騒音等に係る相談・苦情に対しては、必要に応じて現地調査を行い、発生源の事業者に対して大気汚染防止法、騒音規制法等の関係法令に基づく指導や配慮要請を行うなど、適切に対応しています。

今後の方向

引き続き、発生源の事業者に対する指導を適切に行うことなどにより、市民の生活環境の保全を図っていきます。

表2-1-20 公害苦情件数の推移

年度	大気汚染					騒音	振動	悪臭	その他	合計
	ばい煙	粉じん	ガス等	その他	小計					
平成28年度	25	31	3	4	63	214	69	55	28	429
平成29年度	18	45	1	8	72	230	43	60	15	420
平成30年度	27	35	3	3	68	196	73	58	5	400
令和元年度	32	46	2	9	89	210	60	73	21	453
令和2年度	23	41	0	14	78	279	48	68	24	497

エ 有害化学物質等の摂取リスクの低減

実績

地下水は飲料水、工業用水、農業用水等に幅広く用いられる貴重な資源です。しかし、一度汚染されてしまうと浄化が容易ではないことから、地下水汚染の未然防止及び早期発見が大切です。札幌市では、昭和57年(1982年)から全市的な地下水の概況を把握する調査及び汚染井戸の継続調査などの地下水モニタリングを行うとともに、土壌汚染対策法に基づき、提出された届出書の内容を審査し、事業者指導を行っています。

また、受動喫煙は、肺がん、虚血性心疾患、脳卒中などとの因果関

係を推定するのに十分な科学的根拠があると報告されています。受動喫煙の健康への影響について、各種イベントや乳幼児健診時などや乳幼児健診時などを活用し、市民に周知啓発を行っています。

○地下水対策

令和2年度までに行った調査の結果、地下水の環境基準を超過した井戸は、札幌市内32地域で確認されています(表2-1-21)。

令和2年度は110井戸について調査を行ったところ、28井戸で地下水の環境基準を超過しました(表2-1-22)。

地下水の常時監視を継続して実施し、環境基準の超過が確認された飲用井戸の所有者に対し、保健所において市上水道への切替などの改善策を提示しています。

表2-1-21 環境基準超過井戸が存在する地域(令和2年度)

区	地域名	基準超過物質					
		ヒ素	クロロエチレン	1,2-ジクロロエチレン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	硝酸性窒素 亜硝酸性窒素
北	鉄西	－	－	－	－	○	－
	新川、新琴似	○	○	○	－	－	－
	新琴似西、篠路、北	○	－	－	－	－	－
東	鉄東、元町	－	－	－	－	○	－
	伏古本町	○	－	－	－	○	－
	栄東、北光、札苗	○	－	－	－	－	－
白石	東札幌、菊水	－	－	－	－	○	－
	北白石	○	－	－	－	○	－
	北東白石	○	－	－	－	－	－
厚別	厚別西	－	－	－	－	－	○
豊平	豊平、美園、平岸	－	－	－	－	○	－
清田	北野	○	－	－	－	－	－
南	藤野	－	－	－	－	○	－
	簾舞	－	－	－	－	－	○
	芸術の森	○	－	－	－	－	－
西	西町	－	－	－	－	○	－
	八軒中央	○	－	－	○	○	－
	西野	○	－	－	－	－	－
手稲	手稲鉄北、前田、富丘西宮の沢 稲穂金山、星置	○	－	－	－	－	－
合計地域数		20	2	2	1	13	2

(注) 地域名は連合町内会単位で表記した。

(注) 環境基準に適合し解除となった地域は記載していない。

表2-1-22 地下水質調査結果(令和2年度)

調査区分	調査井戸数	環境基準超過井戸数	基準超過物質
概況調査※1	46	2	砒素
汚染井戸周辺地区調査※2	15	0	
継続監視調査※3	49	26	砒素、1,2-ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
合計	110	28	

(※1) 地域の全体的な地下水質の概況を把握するための調査

(※2) 概況調査等により新たに発見された汚染について、その汚染範囲を確認するための調査

(※3) 汚染井戸周辺地区調査等により確認された汚染の継続的な監視等、経年的なモニタリングとして定期的に実施する調査

○土壌環境対策

土壌汚染対策法では、土壌汚染状況調査の結果、汚染が判明した土地について、健康被害が生ずるおそれがある場合には「要措置区域」、健康被害が生ずるおそれがない場合には「形質変更時要届出区域」に指定することとしています。

令和2年度末現在、市内では要措置区域5地点、形質変更時要届出区域19地点を指定しています。

また、札幌市には自然由来の重金属を含む地質が定山溪付近の山地や手稲山付近に存在するほか、定山溪温泉地区の河床からは砒素を含む温泉水が自噴するなどの供給源が存在することから、自然由来の砒素を含む土壌が広範囲に分布する地域特性があります。

令和2年度末現在、形質変更時要届出区域19地点中5地点を自然由来特例区域に指定しています。

○受動喫煙対策

札幌市では、平成14年(2002年)に策定した札幌市健康づくり基本計画「健康さっぽろ21」、平成26年(2014年)に策定した札幌市健康づくり基本計画「健康さっぽろ21(第二次)」において、健康づくりを進める重要な課題の一つに「喫煙」を位置づけ、受動喫煙対策の推進に取り組んでいます。平成30年7月に「健康増進法の一部を改正する法律」(以下「改正健康増進法」という。)が公布され、施設の類型や場所等に応じた受動喫煙対策を講じることが施設管理者に義務付けられました。令和元年7月の改正健康増進法の一部施行により、病院・薬局・学校・行政機関などが原則敷地内禁煙となり、令和2年4月の全面施行により多数の人が利用する施設は原則屋内禁煙となりました。これにより改正健康増進法の基準に適合しない喫煙専用室や喫煙禁止場所での喫煙など、違反が疑われる情報提供に対応し、調査や指導を実施しています。また、令和2年4月から北海道受動喫煙防止条例(以下「道条例」という。)が一部施行され、令和3年4月に全面施行されました。改正健康増進法と道条例に基づく標識掲示について、飲食店での実態調査と再周知を行うなど、法令の趣旨やルールを広く周知するよう努めています。そのほか、受動喫煙が健康に与える影響について理解が進むよう、妊娠届出時などを活用し周知啓発を行っています。

令和2年2月に表明した「さっぽろ受動喫煙防止宣言」(以下「宣言」という。)に基づき、禁煙支援を実施することとし、20歳以上の市民を対象とした禁煙外来治療費助成事業を実施しています。また、宣言

は、市民、各団体や事業者及び行政が一体となって受動喫煙防止のため行動する決意を表すものであることから、宣言に賛同する市民や事業者等を募集しています。

課題・評価

○地下水・土壌環境対策

地下水については、定期モニタリングを実施し、環境基準を超過した場合、飲用井戸所有者に対して保健所において指導しています。

また、土壌汚染については、汚染が判明した際に、土地所有者等に対して汚染土壌の飛散防止や除去等の必要な対策を講じるよう指導するなど、有害化学物質等の摂取リスクの低減を図るための対策を適切に行っています。

○受動喫煙対策

改正健康増進法では、屋外やプライベートな居住場所などでの喫煙について、喫煙者等は望まない受動喫煙を生じさせないよう周囲の状況に配慮する義務がありますが、規制の対象外となっています。法の規制対象外の場所であっても、受動喫煙を生じさせないよう一人ひとりが配慮し行動すること、特に子どもを受動喫煙から守るために行動することへの意識の醸成が重要です。

宣言は、札幌市が目指す姿や決意、受動喫煙対策の5つの重点的方針とともに、それぞれがどのように行動することが望ましいかを具体的に示していることから、改正健康増進法と宣言について、より一層の周知啓発を図る必要があります。

今後の方向

○地下水・土壌環境対策

引き続き、有害化学物質等の人体への摂取リスクの低減を図るため、汚染土壌の除去等の指導を行うほか、地下水基準の超過時には関係部局と連携して対応していきます。

○受動喫煙対策

令和2年4月から改正健康増進法が全面施行され、違反が疑われる情報提供に係る調査や指導とともに、改正健康増進法や道条例に基づく受動喫煙対策が順守されるよう引き続き周知啓発を行います。

市民にも国内外から札幌市を訪れる人々にも快適で健康的な環境となるよう、受動喫煙のないさわやかなまちさっぽろを目指し、市民、各団体や事業者及び行政が連携協力し、「さっぽろ受動喫煙防止宣言」に基づく受動喫煙防止の取組を推進していきます。

オ 河川水質のモニタリング

実績

札幌の市域には、大小約590本の河川があり、これらの河川は、豊平川、茨戸川、新川、星置川及びその支流河川に大別されます。

河川は、利用目的、水質状況などに応じて、類型²³が指定されており、類型指定がされた河川には、環境基準の維持達成状況を把握するため、環境基準点が設定されています。また、環境基準点の補完として、環境基準点の間に流入する河川や、複数河川の合流地点などの状況を把握するため、新川、月寒川などの河川に環境基準補助点を設定しています。

札幌市では環境基準点15地点、環境基準補助点11地点の計26地点において、モニタリングを実施しています。

○河川の水質汚濁

・健康項目

健康項目(人の健康の保護に関する項目)は、重金属(カドミウム等)や有機塩素系化合物(トリクロロエチレン等)など、人の健康の保護のために定められた環境基準であり、全国全ての河川に一律に基準値が適用されます。

令和2年度の健康項目に関する調査は、環境基準点及び環境基準補助点の合計26地点について実施しました。第一新川橋におい

て、砒素²⁴が環境基準を超過しましたが、その他の項目は全ての地点で環境基準に適合していました。

・生活環境項目

生活環境項目(生活環境の保全に関する項目)は、河川の水の「汚れ」の指標(BOD(生物化学的酸素要求量)²⁴、溶存酸素量等)など生活環境の保全のために定められた環境基準で、河川の類型に応じて基準値が定められています。

令和2年度の生活環境項目に関する調査は、環境基準点及び環境基準補助点の合計26地点について実施しました。調査結果は、有機性汚濁の代表的な指標であるBODについてみると、環境基準点15地点全ての地点で環境基準に適合していました(表2-1-23、図2-1-10)。

・要監視項目(人の健康の保護に関する要監視項目)

要監視項目は、「人の健康の保護に係る物質ではありますが、河川における検出状況等からみて、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべき物質」として設定された基準です。

令和2年度は、環境基準点において、全26項目のうちVOC・金属類(クロロホルムやニッケル等)の14項目について、調査を実施しました。いずれの調査地点においても、指針値(P84参考資料参照)の超過はありませんでした。

表2-1-23 BODの環境基準適合状況

河川	地点番号	環境基準点	類型及び環境基準(mg/L)		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
					BOD(mg/L)	適否	BOD(mg/L)	適否	BOD(mg/L)	適否	BOD(mg/L)	適否	BOD(mg/L)	適否
豊平川	A-1	白川浄水場取水口	A	2	0.6	○	0.7	○	1.7	○	0.6	○	1.2	○
	B-1	東橋	B	3	0.8	○	0.7	○	1.8	○	0.6	○	2.2	○
	C-1	中沼	B	3	1.8	○	1.9	○	2.3	○	1.9	○	2.6	○
琴似発寒川	D-1	西野浄水場取水口	A	2	1.1	○	2.0	○	1.7	○	0.9	○	0.6	○
新川	E-1	第一新川橋	D	8	3.2	○	3.8	○	2.9	○	3.2	○	1.8	○
創成川	F-1	北16条橋	B	3	1.4	○	2.1	○	1.6	○	0.8	○	0.5	○
	G-1	茨戸耕北橋	B	3	2.5	○	2.9	○	2.8	○	2.5	○	2.3	○
南の沢川	L-1	川沿橋	A	2	0.9	○	1.2	○	1.7	○	0.9	○	1.5	○
北の沢川	L-2	北の沢橋	A	2	0.7	○	0.9	○	1.9	○	0.6	○	1.6	○
真駒内川	L-3	五輪小橋	A	2	0.7	○	0.7	○	1.7	○	0.5	○	1.5	○
精進川	L-4	精進川放水路分派前	A	2	0.9	○	0.8	○	1.9	○	0.8	○	1.5	○
望月寒川	L-5	望月寒鉄北橋	A	2	1.0	○	1.5	○	2.1	×	1.2	○	1.7	○
月寒川	L-6	月寒鉄北橋	A	2	1.2	○	1.3	○	1.9	○	1.3	○	1.7	○
厚別川	L-7	厚別鉄北橋	A	2	1.2	○	0.7	○	1.8	○	0.8	○	1.7	○
野津幌川	L-8	水恋橋	B	3	1.6	○	1.2	○	2.1	○	0.9	○	2.6	○

23) 類型とは、河川の利用目的に応じて指定されている区分であり、その類型ごとに環境基準が定められています。

24) 微生物が水中の有機物を生物化学的に酸化・分解するために必要な酸素量をいいます。河川の水質汚濁の代表的な指標で、数値が高くなるほど汚濁していることを示します。

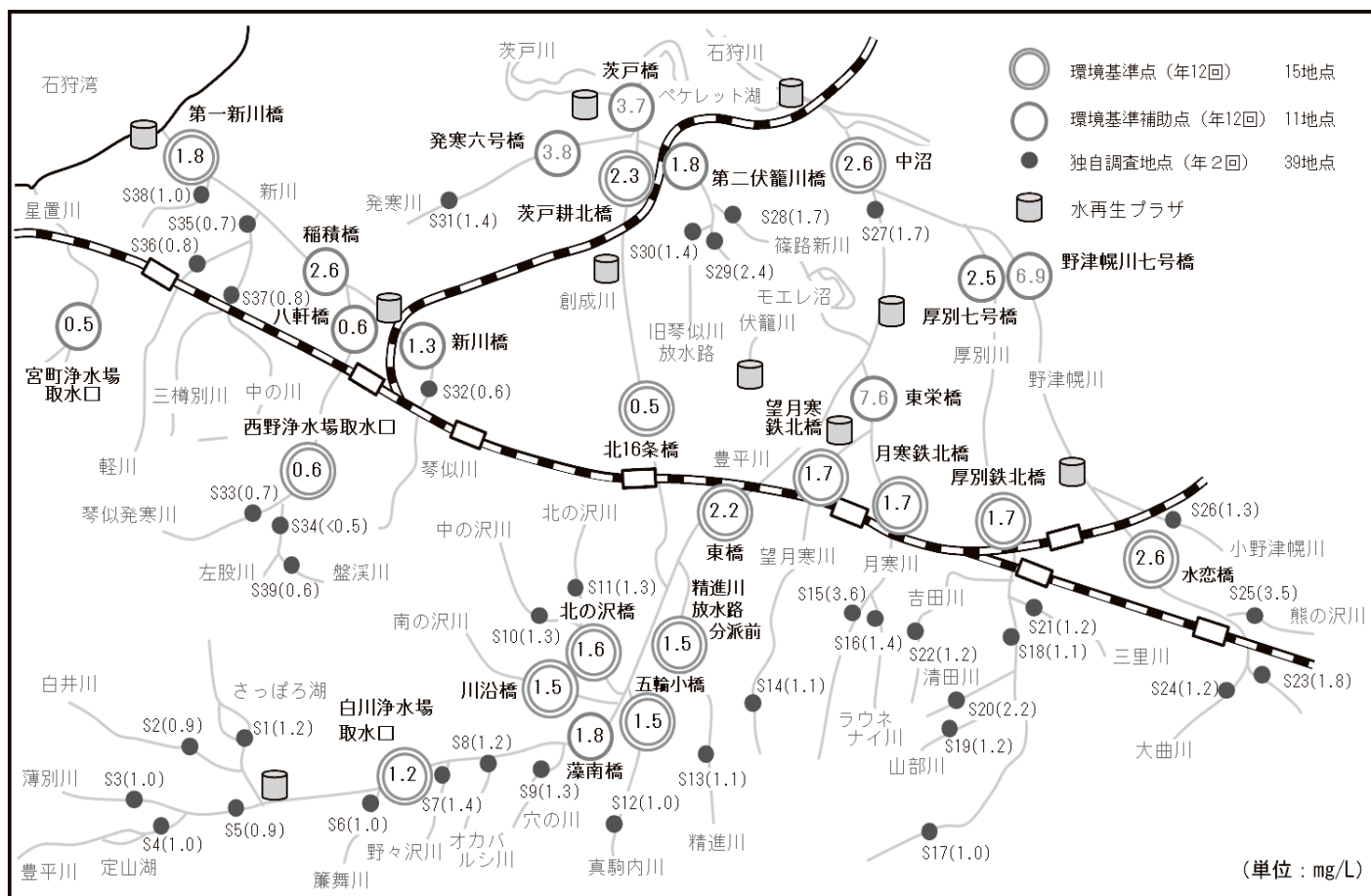


図2-1-10 札幌市内のBOD(令和2年度)

○流域別の状況

・豊平川

豊平川は、札幌市の発展に重要な役割を果たしてきており、「母なる川」と呼ばれています。その流れの源は小漁山に発し、札幌市を代表する豊かな自然に包まれている豊平峡などの山地、定山溪温泉や市街地を貫流し、真駒内川、厚別川などの支流河川が合流したのち、石狩川に注いでいます。

上流域は、その大部分が支笏洞爺国立公園や国有林野内にあり、緑豊かで大小様々な動物が生息する山地です。その水質は、清浄で水量も豊富であることから市民の貴重な水道水源となっています。

中流域では、運動施設、サイクリングロードが整備されているほか豊平川の伏流水を利用した「豊平川ウォーターガーデン」が設けられており、水遊び場として多くの市民に利用されています。

下流及び下流域の支流河川は、自然の状態に近い形状で残っており、釣り場として多くの市民が利用しています。

BODについてみると、平成10年度以降、全ての環境基準点で環境基準に適合しています(図2-1-11)。また、令和2年度は、環境基準補助点について、東栄橋及び野津幌川七号橋で環境基準より高い値でした。

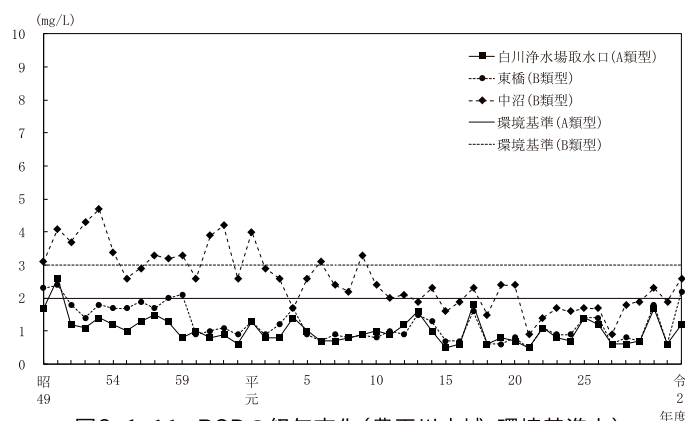


図2-1-11 BODの経年変化(豊平川水域 環境基準点)

・茨戸川

市域の茨戸川流域は、水源を豊平川から取水する鴨々川に発し、都心を南北に貫流する創成川、発寒川及び伏籠川から成り立っており、茨戸川に注いでいます。

市民が親しめる良好な水環境を創出することを目的として、多自然川づくりなどの河川改修と併せて創成川水再生プラザで高度処理された処理水を安春川、屯田川、東屯田川及び茨戸耕北川に導水し、修景水路の整備など市民がうるおいと安らぎを感じる水辺環境の保全・創出事業を推進しています。

BODについてみると、平成27年度以降、全ての環境基準点で環境基準に適合しています(図2-1-12)。また、令和2年度は、環境基準補助点について、茨戸橋で環境基準より高い値でした。

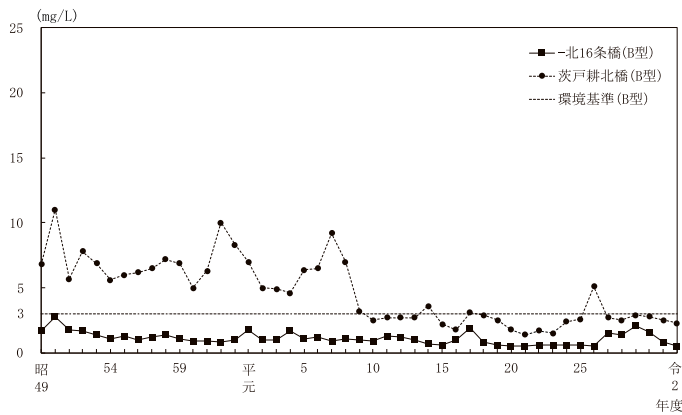


図2-1-12 BODの経年変化(茨戸川水域 環境基準点)

・新川

新川は、手稲山を源流とする琴似発寒川に発し、中の川などの支流河川と合流し、石狩湾に注いでいます。

琴似発寒川上流は、豊平川上流と同様に、緑豊かで貴重な生態系を有している山地を流下しており、清浄であることから水道水源となっています。琴似発寒川や支流河川においても、水辺の生物と親水性に配慮した川づくりを行い、親水護岸、遊歩道、魚道の整備を進め、うるおいと安らぎを確保する施策を推進しています。下流域は、釣りを楽しむなど、多くの市民が利用しています。

BODについてみると、昭和54年度から令和2年度まで、全ての環境基準点で環境基準に適合しています(図2-1-13)。

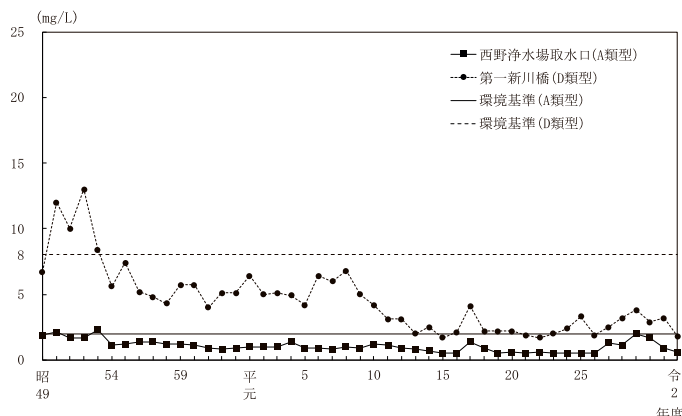


図2-1-13 BODの経年変化(新川水域 環境基準点)

・星置川

星置川は、奥手稲山を源流とし、市域内の滝の沢川などの支流河川と合流後、小樽市との境を流下し石狩湾に注いでいます。

また、緑豊かで貴重な生態系を有している山地を流下しており、汚濁源も少なく清浄であることから水道水源となっています。

星置川は、類型の指定がされていませんが、環境基準補助点として調査している宮町浄水場取水口でのBODをA類型(札幌市の水道水取水河川で指定されている類型)の環境基準と比較すると、良好な水質を維持しています。

○水源水質の監視体制の充実

・水質自動監視装置による24時間連続監視

水道水源において自動測定の水質センサーや水面監視カメラ、毒物検知用のバイオアッセイにより、24時間連続監視を行っています。

・水源監視体制の強化

定点監視地点数(令和2年度)

<豊平川系> 58地点

<琴似発寒川・星置川系> 20地点

監視日数(令和2年度)

<豊平川系> 毎日

<琴似発寒川・星置川系> 毎日

・事故時の連絡体制の整備と迅速な対応

水道水源である河川流域における水源事故及び異常等の早期発見と関係部局への連絡及び水質調査を行っています。

・水源水質調査

「水質検査・監視計画」(毎年策定)に基づき、原水、河川水の定点における水道水質基準項目等(水質管理目標設定項目、独自検査項目を含む)の水質調査を毎月実施しています。

課題・評価

河川水質については、適切なモニタリング等を実施しており、環境基準におおむね適合しています。また、水道水源については、河川の連続監視等により、異常の早期発見に努めています。

今後の方向

河川水質の維持及び有害物質等の低減に向け、引き続き河川の定期モニタリングにより水環境を監視していきます。また、水道水源については、十分な危機管理体制を確保し、保全に努めていきます。

カ 水質汚染の発生源対策

実績

○工場・事業場等の監視指導

水質汚濁防止法では、人の健康や生活環境に被害を生じるおそれのある排水を排出する特定施設²⁵⁾を設置する工場・事業場(特定事業場)に対し、公共用水域への排水の水質について全国一律の排水基準が定められています。

水質汚濁防止法の一律排水基準は、カドミウム、全シアンなどの健康項目については、全ての特定事業場に適用され、BODなどの生活環境項目については、1日の排水量が50m³以上の特定事業場に適用されます。

北海道では、一律排水基準より厳しい「上乗せ排水基準」を定めており、豊平川流域、茨戸川流域及び新川流域に立地する特定の業種に対し適用されます。

また、札幌市の「開発行為等における污水放流の指導要綱」により、事業場等の排水に対して基準値を設定しています。

札幌市では、法や要綱に基づく届出書の内容を審査し、立入検査などを計画的に実施しています。

さらに、法や要綱の対象とならない事業場に対して、必要に応じ環境保全に係る協定を締結し、排水水に対する監視指導を行っています。

25) 有害物質又は生活環境項目として規定されている項目を含む污水又は廃液を排出する施設をいいます。